

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年11月19日(2015.11.19)

【公表番号】特表2014-530280(P2014-530280A)

【公表日】平成26年11月17日(2014.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-063

【出願番号】特願2014-534790(P2014-534790)

【国際特許分類】

C 08 L 83/07 (2006.01)

C 08 L 83/05 (2006.01)

C 08 K 5/07 (2006.01)

C 08 K 5/5419 (2006.01)

H 01 L 23/29 (2006.01)

H 01 L 23/31 (2006.01)

【F I】

C 08 L 83/07

C 08 L 83/05

C 08 K 5/07

C 08 K 5/5419

H 01 L 23/30 R

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月29日(2015.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

改善された熱安定性を有するゲルを形成する方法であって、(A)1分子当たり少なくとも平均0.1個のケイ素結合アルケニル基を有する有機ポリシロキサン、(B)1分子当たり少なくとも平均2個のケイ素結合水素原子を有する架橋剤、(C)ヒドロシリル化触媒、及び(D)鉄アセチルアセトナートの加熱された反応生成物を組み合わせることを含み、前記鉄アセチルアセトナートが、加熱前に、(A)及び(B)の総重量に基づいて0.05~30重量%の量で存在し、(A)及び(B)が(C)及び(D)の存在下で、ヒドロシリル化を介して反応して前記ゲルを形成し、かつ、(D)が、(E)シリコーン流体の存在下、少なくとも120の温度で鉄アセチルアセトナートを加熱することにより形成される、方法。

【請求項2】

前記ゲルが、225で1000時間の加熱老化後に測定されるように、TA-23プローブを前記ゲルの中に3mmの深さまで挿入するために必要な重量として計算される、1500グラム未満の硬度を有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

(E)が、非官能性シリコーン流体である、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

(A)及び(B)が、(C)及び(D)の存在下で、(E)官能性シリコーン流体と、ヒドロシリル化反応を介して反応する、請求項1または2に記載の方法。

【請求項5】

前記鉄アセチルアセトナートが、前記鉄アセチルアセトナート及び（E）の総重量に基づいて、0.1～10重量%の量で、（E）前記シリコーン流体と組み合わされる、請求項1または2に記載の方法。

【請求項6】

改善された熱安定性を有し、

（A）1分子当たり少なくとも平均0.1個のケイ素結合アルケニル基を有する、有機ポリシロキサンと、

（B）1分子当たり少なくとも平均2個のケイ素結合水素原子を有する、架橋剤と、のヒドロシリル化反応生成物である、ゲルであって、

（A）及び（B）が、

（C）ヒドロシリル化触媒、及び

（D）鉄アセチルアセトナートの加熱された反応生成物の存在下で、ヒドロシリル化を介して反応し、前記鉄アセチルアセトナートが、加熱前に、（A）及び（B）の総重量に基づいて、0.05～30重量%の量で存在し、かつ、（D）が、（E）シリコーン流体の存在下、少なくとも120の温度で鉄アセチルアセトナートを加熱することにより形成される、ゲル。

【請求項7】

225で1000時間の加熱老化後に測定されるように、TA-23プローブを前記ゲルの中に3mmの深さまで挿入するために必要な重量として計算される、1500グラム未満の硬度を有する、請求項6に記載のゲル。

【請求項8】

電子構成要素及び改善された熱安定性を有するゲルを備える、電子物品であって、前記ゲルが、前記電子構成要素上に配設され、

（A）1分子当たり少なくとも平均0.1個のケイ素結合アルケニル基を有する、有機ポリシロキサンと、

（B）1分子当たり少なくとも平均2個のケイ素結合水素原子を有する、架橋剤と、のヒドロシリル化反応生成物であり、

（A）及び（B）が、

（C）ヒドロシリル化触媒、及び

（D）鉄アセチルアセトナートの加熱された反応生成物の存在下で、ヒドロシリル化を介して反応し、前記鉄アセチルアセトナートが、加熱前に、（A）及び（B）の総重量に基づいて、0.05～30重量%の量で存在する、電子物品。

【請求項9】

前記電子構成要素がチップであり、前記ゲルが前記チップを被包し、前記電子物品が絶縁ゲートバイポーラトランジスタである、請求項8に記載の電子物品。